

【所属名：教育委員会事務局こども教育課】

【会議名：第3回いじめ防止連絡協議会】

会 議 録

作成日 令和5年3月27日

日	令和5年3月22日	時間	14:30～16:00	場所	糸魚川市役所 201・202
件名	報 告 ・市教育委員会事務局から情報提供 ・各団体からの情報提供 協 議 ・糸魚川市いじめ防止基本方針（案）及びいじめ防止等の行動計画（案）の改定について				
出席者	【委員】7名（下記団体より1名） 糸魚川警察署、新潟地方法務局糸魚川支局、人権擁護委員協議会、糸魚川市 PTA 連絡協議会、主任児童委員、高等学校（欠席）、市校長会、市教育研究会生徒指導部 【教育委員会】 齋本教育長 【事務局】 磯野教育次長（欠席）、こども教育課：小野課長、古川参事、植木係長、佐藤副参事				
	傍聴者定員		— 人	傍聴者数	1 人

会議要旨

1 開会のあいさつ（教育長）

2 報告

（1）糸魚川市教育委員会からの情報提供

- ・いじめ・不登校の状況（令和4年4月1日～令和5年2月28日）

資料P. 2～P. 5のとおり

<質疑>

（法務局）

- ・2ページの（4）現在取組中の件数が46件に増えている原因は何か。

（事務局）

- ・現在の取組中の件数が46件と多いのは、3か月見守り支援を継続することになっていることと、その後の被害者の様子を、丁寧に見守っているからである。今年度末にはもう少し件数が減る見込みである。

（主任児童委員）

- ・今年度の認知件数の96件の中には、昨年度からの継続事案27件が含まれているか。

（事務局）

- ・含まれていない。

（課長）

- ・昨年度の第3回の資料では、41件が継続となっていた。今年より5件減である。最終的には、41件のうち年度末にかけて14件のいじめが解消し、27件が今年度へ継続件数となった。

(主任児童委員)

- ・ヒスイルームの設置目的について、学校への再登校を促すことが最終的な目的であるが、現在はどのような状況か。

(事務局)

- ・学校に戻れるようになった生徒もいるし、学校とヒスイルームを併用しながらも、少しずつ学校に行けるようになっている生徒もいる。

(主任児童委員)

- ・「結の会」について、中学卒業後、高校生になっても参加できるのか。

(事務局)

- ・高校生になっても参加できる。

(主任児童委員)

- ・中学校を卒業しても「結の会」に参加することができ、保護者が情報交換できる場があるのはうれしいことである。今後もお願いしたい。

(2) 各団体からの情報提供

(警察署)

- ・動画の拡散事案について、法律に違反する部分があり1件立件した。県内の中にはいじめ認知に消極的な地域があるが、糸魚川市では積極的に認知している姿勢が見られる。今後も学校とともに対応させていただきたい。

(法務局)

- ・虐待は大きな社会問題があるが、最近宗教上の問題も発生している。法務局としては、積極的に相談にのったり、人権問題に適切に対応したりする。

(人権擁護委員)

- ・木浦小学校の閉校に際し、「人権の花」を提供した。
- ・講演会を2つ開催し研修会を行った。

(PTA 連絡協議会)

- ・保護者の中には、来年度の子の学年の学級数が話題になっている。生徒指導上の配慮から、学級数が多くなることを望んでいる。
- ・4ページの別室登校数について、別室になることでいじめにつながらないかが心配である。当番や係活動をしないことが、他の子どもの不満につながっている。

(主任児童委員)

- ・12月1日に委員の改選があった。民生委員・児童委員の所管が、厚生労働省からこども家庭庁に変更になることによって、市の所管がこども課になるのか福祉事務所になるのか不安である。ただ業務や役割に変更は生じないと考えている。

(市校長会)

- ・毎月の市校長会では、小中学校ともに、いじめの未然防止や早期対応を心掛け、常に情報交換しながら対応している。年度末、年度初めには市や学校の取組方針を確認し新年度体制を整備している。

(市教育研究会)

- ・中学校区ごとに、生徒指導・生活指導主任会を行い、中学校区が連携して生徒指導に取り組んでいる。「いじめ見逃しゼロスクール集会」では、児童生徒が中心となってリーフレットを作

成した。人権擁護委員、民生委員の方々にも見ていただき、ご指導をいただいた。

<質疑>

(人権擁護委員)

- ・第1回目の会議における個人情報の抵触について教えていただきたい。

(課長)

- ・個人名や学校名を伏せて情報交換をお願いしたい。

(人権擁護委員)

- ・以前の会議では学校名は出していた。個人情報にはならないと考える。

(事務局)

- ・場合によっては誹謗中傷につながる恐れがある。

(主任児童委員)

- ・本協議会は情報を共有するだけで、解決策を協議しないということか。

(課長)

- ・学校名だけ伏せていただき、解決策はこれまでと同様に協議をお願いしたい。

(人権擁護委員)

- ・第1回目の会議では、学校名を出すことでどんな支障があったのか。

(課長)

- ・報道関係者も傍聴していることから、配慮していただきたい。

(主任児童委員)

- ・某小学生の保護者は、市教委は「小学校卒業後、どの中学校にも進学することが可能」だと話していた。事実か。

(課長)

- ・事実ではない。

(主任児童委員)

- ・学校と地域の連携の在り方について、具体的にどう動けばいいのか難しいところである。

(人権擁護委員)

- ・子育て世代では、親子関係が崩れてきているのではないか。親の教育力が心配である。親や先生方の困り感に寄り添うことが大切である。

(課長)

- ・各校での学校運営協議会で、地域の方々からも学校運営に参画していただいている。先生方の疲弊については、コロナ禍でもあり、親も子も先生もストレスを抱えている。チームで相談体制を整えたい。

3 協議

- ・糸魚川市いじめ防止基本方針及びいじめ防止行動計画の改定について
別冊資料のとおり

<質疑・意見>

(糸魚川警察署)

- ・重大事態について、生命、心身や財産への被害の基準を明記しているか。

(事務局)

- ・基準を確認する。

(人権擁護委員)

- ・今まで新旧対照法があったので分かりやすかったので、お願いしたい。
- ・「はじめに」の中に記載している「いじめのない社会」というのはありえないのではないか。

(事務局)

- ・目指す姿として、「いじめのない社会」は大切であるとする。

(人権擁護委員)

- ・いじめ認知後の、被害者や加害者をどうすればよいかが大切だと考える。
- ・市の方針なのだから、1ページの「大人の責務」は「市民の責務」にした方がよい。
- ・基本方針の2ページ「いじめの類似行為」の例が分かりづらい。
- ・基本方針の7ページ「子ども権利学習」ではなく、「子どもの権利条約の学習」なのではないか。

(事務局) それぞれ確認し検討する。

(市教育研究会)

- ・インターネットの情報監視について、ネットパトロールをお願いしたい。学校のホームページを見ると、個人が特定できるものが多々ある。市教委としても把握をしてもらいたい。そうすることで実効性のある基本方針や行動計画になる。情報監視を含めたいじめ防止の体制づくりをお願いしたい。

(人権擁護委員)

- ・暴行罪や器物損壊について、記載をしてもよいのでは。

(事務局)

- ・重大事態や損害事態については、警察と連携して対応することが大切だと考える。記載について検討する。

(人権擁護委員)

- ・基本方針の8ページ、1つの文中に「速やかに」が2つある。「様子を」が2つある。1つでもよいと考える。

(事務局)

- ・訂正する。

(警察)

- ・行動計画の8ページ、上越警察署の住所を変更してほしい。

(事務局)

- ・訂正する。

(主任児童委員)

- ・行動計画の3ページ、「いじめ見逃しゼロスクール集会」がイベント化し、本来の目的を達成していないのではないか。集団作りや社会性の育成などを具体的に推進してほしい。①リーダーの育成②話し合い活動の充実③行事やイベントなど活動する場の設定、この3点が「いじめ見逃しゼロスクール集会」には大切で、人間関係を築く力に結び付くのではないか。

(事務局)

- ・社会性の育成については2ページに記載している。普段の授業や学級活動、児童会・生徒会活

動などの特別活動の充実を通して、社会性を高めたい。文言については検討する。

(市校長会)

- ・行動計画の2ページに記載の社会性の育成の視点は、県が掲げているものである。日頃から縦割り班などの異年齢活動等を継続的に充実させて、いじめ見逃しゼロスクール集会に結び付けている。

(市教育研究会)

- ・市教育委員会主催で研修会を設けていただいている。コロナ禍で異年齢での交流に制限がある中、同年齢の活動を工夫しながら社会性を育んでいる。

(市校長会)

- ・糸魚川中学校区の小規模な小学校では、学校間での小小交流を進め、中1ギャップ解消を図っている。

4 閉会のあいさつ 省略